

議事日程 (第4号)

平成23年 9月22日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成22年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成22年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成22年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成22年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成22年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成22年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成22年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成22年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第11 認定第11号 平成22年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第1～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第30号議案 平成23年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第13 第31号議案 平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第14 第32号議案 平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第12～日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第34号議案 中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 第35号議案 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改

正する条例

(日程第15～日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第17 第36号議案 中間市民図書館改修工事(建築工事)請負契約について

日程第18 第37号議案 中間市民図書館図書館用家具購入契約について

(日程第17～日程第18 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第19 意見書案 自治体クラウドの推進を求める意見書

第13号

日程第20 意見書案 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める

第14号 意見書

(日程第19～日程第20 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第21 意見書案 住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書

第15号

(日程第21 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第22 意見書案 政党助成金を返上して復興支援に回すことを求める意見書

第16号

(日程第22 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第23 意見書案 円高是正のための総合的な対策を求める意見書

第18号

(日程第23 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第24 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(19名)

1番 宮下 寛君	2番 青木 孝子君
3番 田口 澄雄君	4番 佐々木晴一君
5番 安田 明美君	6番 古野 嘉久君
7番 植本 種實君	8番 井上 太一君
9番 掛田るみ子君	10番 草場 満彦君
11番 中尾 淳子君	12番 山本 慎悟君
13番 堀田 英雄君	14番 中野 勝寛君
15番 藤本 利彦君	16番 原田 隆博君
17番 片岡 誠二君	18番 下川 俊秀君
19番 米満 一彦君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	吉田 孝君	総務部長	………	白尾 啓介君
市民部長	………	成光 嘉明君	保健福祉部長	………	溝口 悟君
建設産業部長	………	三島 秀信君	教育部長	………	小島 一行君
上下水道局長	………	永野 博之君	市立病院事務長	………	行徳 幸弘君
消防長	………	一田 健二君	総務課長	………	柴田精一郎君
総合まちづくり課長	………				松尾 壮吾君
財政課長	………	高橋 洋君	契約課長	………	松本 賢剛君
人権男女共同参画課長	………				松本 和幸君
介護保険課長	………	山本 信弘君	健康増進課長	………	木森 光彦君
産業振興課長	………	小南 敏夫君	営業課長	………	久野 裕彦君
下水道課長	………	中嶋 秀喜君	教育総務課長	………	一田 和彦君
生涯学習課長	………	山崎 淳子君	市立病院課長	………	芳野 文昭君

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	森 研二君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しておりますので、これより、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 認定第 1号

日程第 2. 認定第 2号

日程第 3. 認定第 3号

日程第 4. 認定第 4号

日程第 5. 認定第 5号

日程第 6. 認定第 6号

日程第 7. 認定第 7号

日程第 8. 認定第 8号

日程第 9. 認定第 9号

日程第10. 認定第10号

日程第11. 認定第11号

○議長（井上 太一君）

これより、日程第1、認定第1号から日程第11、認定第11号までの平成22年度各会計決算認定11件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち総合政策委員会に付託されました所管部分並びに認定第7号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成22年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、その概要を申し上げます。

まず、一般会計全体の歳入歳出差引額は6億7,830万円の黒字決算となっております。

次に、当委員会所管の一般会計の歳入の主なものを申し上げます。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせて52億4,540万円で、対前年度比7.8%の増額となっております。

地方債の借入額につきましては、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債8億7,150万円を含み16億7,080万円で、対前年度比19.4%の増額となっております。

ます。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

人件費につきましては、新規採用者数の抑制による職員数の減や、給与改定等に伴う期末勤勉手当の減額などで、前年度と比較して1億8,700万円の減額となっており、本年度も、市長、副市長及び教育長の特別職の給与の削減や、一般職の管理職手当の削減が引き続き行われております。

公債費につきましては、金利負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還及び市債の利率見直しを行い、決算額は22億9,560万円となっております。

各款ごとにご説明いたしますと、まず、総務費では、職員の人材育成を図り、組織力を高めるための人事評価制度支援業務の導入や、東日本大震災に対する義援金として600万円の寄付が行われております。

また、国勢調査費として1,980万円、市内を巡回しております西鉄バス北九州の運行維持費補助金として1,110万円が支出されております。

次に、消防費では、災害対策として、大規模な自然災害に国からの情報を瞬時に住民に伝達することができる全国瞬時警報システムが設置されております。

次に、教育費では、まず、ハード面の整備としては、中間北小学校校舎及び屋内運動場と中間北中学校屋内運動場の耐震補強工事が行われております。

また、中学校全校に武道場を建設し、さらに環境・エネルギー教育の一環として、底井野小学校と中間北小学校に太陽光発電パネルの設置するなど教育環境の整備が行われております。

ソフト面の整備としては、学校教育の充実のため、低学年における35人学級対応教員の配置、小学校における英語教育の向上のため、英語活動アドバイザーの配置や、特別支援教育支援員の配置などが行われております。

また、市民図書館改修工事実施設計委託料620万円、弓道場改修工事860万円が支出されております。

討論において、委員から、学校給食の民間委託や、市職員の人事評価制度に反対なので、決算認定には反対しますとの意見がありました。

次に、認定第7号平成22年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について、その概要を申し上げます。

22年度は新たな用地の取得はなく、歳入歳出とも670万円の決算となっております。

以上の審査の後、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号及び第7号とも賛成多数で認定すべきであると決した次第であります。よろしく審議のほどをお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、草場満彦市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第3号、認定第6号、認定第8号、認定第9号、認定第11号の各会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成22年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、その概要を申し上げます。

1款市税の歳入決算額は40億3,250万円で、前年度より1億8,760万円の減少となっております。この主な要因は、景気の低迷により所得が減少したことに伴い、市民税が前年度と比べ1億5,150万円減少したことによるものであります。

内訳といたしまして、個人市民税15億5,500万円、法人市民税1億7,700万円、固定資産税及び都市計画税の収入済額は、平成21年度評価替えに伴う地価の下落及びそれに伴う時点修正により19億4,300万円、市たばこ税は、税率引き上げにより910万円増の2億7,800万円となっております。

次に、歳出について申し上げます。

2款総務費の歳出の主なものは、賦課徴収費のうち委託料として、標準宅地鑑定評価業務委託料1,190万円であります。

次に、3款民生費の歳出決算額は78億4,390万円で、前年度より5億5,200万円の増加となっております。この主な要因として、扶助費が増加したことによるものであります。

各項別でご説明をいたしますと、まず、社会福祉費31億6,000万円の主なものは、職員人件費2億3,500万円、後期高齢者医療療養給付費負担金5億5,900万円、各種入所措置費等の扶助費8億5,000万円であります。

児童福祉費20億6,900万円の主なものは、児童手当、児童扶養手当、子ども手当10億1,290万円、児童福祉施設入所扶助費5億6,800万円であります。

生活保護費26億1,400万円の主なものは、扶助費24億5,890万円であります。

次に、4款衛生費では、保健衛生総務費の歳出決算額4億8,810万円の主なものは、職員人件費1億4,500万円であります。

予防費の歳出決算額1億4,080万円の主なものは、健康診断等の各種検診委託料5,480万円、各種予防接種委託料5,370万円であります。

清掃総務費の歳出決算額7億6,710万円の主なものは、し尿処理施設負担金1億6,330万円、ごみ処理施設負担金5億4,760万円であります。

また、委員より、子どもの医療費を中学校3年生まで無料化にしてほしいとの要望がありました。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、認定第2号平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は53億200万円、歳出決算額は62億3,600万円で、歳入歳出差引額は9億3,390万円の赤字となり、単年度収支におきましても2億90万円の赤字となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税9億6,300万円、国庫支出金15億3,600万円、前期高齢者交付金12億6,200万円、繰入金4億3,200万円となっております。このうち保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が91.1%で、収入未済額は9,000万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費39億2,100万円、後期高齢者支援金等5億5,700万円となっております。

単年度収支で赤字となった要因は、医療制度改革に伴う前期高齢者に関する財政調整交付金が減額されたことによるものであります。

また、委員より国保税滞納者への保険証の取り上げはやめるべきではないかという意見が出されました。

次に、認定第3号平成22年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は、貸付金元利収入等1,240万円、歳出決算額は、繰上充用金等6億1,040万円で、差引歳入不足額は6億190万円となっております。

次に、認定第6号平成22年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は300万円、歳出決算額は30万円で、歳入歳出差引額270万円の黒字となっております。これは、医療費負担金などの過年分収入があったことによるものです。

なお、老人保健制度は、後期高齢者医療制度の開始により、平成20年3月31日をもって廃止され、当該会計におきましても平成22年度末で閉鎖されましたことから、この黒字部分につきましては一般会計に繰り入れられます。

次に、認定第8号平成22年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は37億3,900万円、歳出決算額は36億8,200万円で、歳入歳出差引額5,700万円の黒字となっております。

歳入の主なものは介護保険料6億1,400万円、国庫支出金8億6,800万円、支払基金交付金10億6,700万円、県支出金5億3,100万円、繰入金6億100万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費の34億9,200万円となっております。

前年度より保険給付費が2億7,100万円増加した要因は、介護保険施設の増床、地

域密着型サービス施設である認知症対応型共同生活介護施設などの開設によるものです。

また、サービス事業勘定では、前年度繰越金を含め、歳入決算額は3,930万円、歳出決算額は3,670万円で、歳入歳出差引額250万円の黒字となっております。

次に、認定第9号平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は6億4,600万円、歳出決算額は6億3,400万円、歳入歳出差引額1,200万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億400万円、繰入金1億3,000万円となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金6億3,100万円となっております。

黒字決算の主な要因は、出納整理期間に納付された保険料を平成22年度において受け入れたことによるものです。

次に、認定第11号平成22年度中間市病院事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収支では、病院事業収益18億3,700万円の主なものは、医業収益の17億1,800万円であります。

また、病院事業費用18億3,600万円の主なものは、給与費8億9,400万円、材料費5億6,200万円などとなっております。

この結果、当年度は100万円の純利益で、当年度未処理欠損金は6億7,800万円となっております。

なお、22年度の入院延べ患者数は、2万2,296人で、病床利用率は50.1%となっており、前年度より132人増加しております。

また、外来患者数は、7万1,649人で前年度より2,853人増加しております。

次に、資本的収入及び支出では、収入5,770万円に対し、支出8,500万円で、差引不足額2,730万円は、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補てんをされています。

以上が当委員会に付託されました議案の内容であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号のうち市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第3号、認定第6号、認定第8号、認定第9号は、賛成多数で、認定第11号は、全員賛成で原案どおり認定すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二産業消防委員長。

○産業消防委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち産業消防委員会

に付託されました所管部分並びに認定第4号、認定第5号、認定第10号について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

まず、認定第1号平成22年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

労働費では、緊急雇用対策事業として、地域ブランドなかま銘菓創作委託料900万円、農産物直売所開設業務委託料850万円が主なものであります。

農林水産業費では、地域交流センター及び新鮮市場さくら館新築工事等に2億4,790万円、水稻及び麦・大豆の種子更新補助金540万円、農地基盤整備事業として、上底井野地内の農業用水路改良工事ほか22件2,770万円の工事が行われております。

農林水産業費全体の歳出決算額は3億5,830万円で、前年度に比べて209.4%の増額となっております。

商工費の主なものとして、市内中小企業融資制度に伴う貸付金3,000万円、イルミネーション設置工事350万円、プレミアム付商品券発行業務、筑前中間川まつり、やっちやれ祭などの補助金1,860万円などであります。

歳出決算額は9,780万円で、前年度に比べ1.9%の増額となっております。

土木費の道路維持費では、桜台二丁目地内法面崩壊防止工事ほか25件の工事等5,340万円、市道改修工事の繰越明許費2,000万円が主なものでございます。

道路新設改良費では、二タ股東中牟田線道路改良工事ほか12件1億2,580万円、通谷1号線踏切道拡幅工事、中鶴蓮花寺線道路改良工事ほか4件の物件移転に伴う補償補てん費1億2,380万円、二タ股東中牟田線道路改良工事の繰越明許費3,630万円が主なものであります。

都市計画費では、犬王古月線街路及び仮屋大膳橋線街路事業に伴う地元負担金として5,590万円、JR中間駅バリアフリー化に要する負担金として3,610万円が主なものでございます。

公園費では、垣生公園を初めとする都市公園の整備が行われ9,680万円が支出されております。

住宅費では、市営住宅修繕料等に1,420万円、公営住宅地上デジタル放送に伴う改修工事として310万円が主なものであります。

土木費全体の歳出決算額は12億8,280万円で、前年度に比べて6.6%の減額となっております。

消防費では、主なものとして、防災基盤整備事業により消防団第3分団ポンプ車を購入、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により消防用関連備品を購入しております。

また、はしご付消防自動車のオーバーホールが行われております。

消防費全体の歳出決算額は4億7,700万円で、前年比0.1%の減額であります。

次に、認定第4号平成22年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成22年度決算においては570万円の黒字となっております。

中鶴・曙下水処理場及び浄花町ポンプ場の修繕料等2,070万円、中鶴・曙下水処理場維持管理委託料等5,590万円、中鶴・曙下水処理場管内下水道管渠浚渫工事費180万円等が主なものであります。

次に、認定第5号平成22年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成22年度決算においては270万円の黒字となっております。

公共下水道建設費のうち工事費9億5,940万円につきましては、蓮花寺幹線を初め、垣生地区、中央地区、中尾地区、岩瀬地区など、28地区の下水道整備工事費であります。敷設延長は9,089メートルで、22年度末までの敷設総延長は12万8,036メートルとなり、普及率は57.4%に達しております。

最後に、認定第10号平成22年度中間市水道事業会計決算認定について申し上げます。平成22年度の水道事業会計におきまして、収益的収支で8,050万円の純利益となっております。

資本的収支では2億9,940万円の不足を生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補てんしております。

平成22年度の給水状況につきましては、給水戸数は2万7,853戸で、前年度より117戸の増加となっております。

また、水道料金収入の基となる有収水量は、年間636万3,962立方メートルで、前年度より5,481立方メートル増加しております。

工事などの状況につきましては、県道中間宮田線配水管敷設替工事など19件の改良工事や、公道修繕工事などの保存工事65件、下水道工事に伴う排水管移設工事などの受託工事7件と合わせて、91件の給水区域内の配水管工事などが行われております。

以上4件につきまして、採決いたしましたところ、認定第1号、認定第5号、認定第10号は、賛成多数で、認定第4号は、全員賛成で認定すべきであると決した次第であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

市民の声の佐々木晴一でございますけれども、認定第1号平成22年度中間市一般会計歳入歳出決算に対する反対討論をさせていただきます。

地域交流センター及び直売所さくら館の建設事業費2億5,000万円のうち、産炭地域振興資金まちづくり交付金、計2億2,500万円を国から支援していただき、実質、中間市の手出しはあるものの、その手出しは2,500万円の市債にとどめたことは、松下市長の功績であることを、22年度決算で認めるものでありますが、がしかし、以下のことは改善を強く求めるものでございます。

第一に、福岡県市町村福祉協会の件でございます。過剰な福利厚生事業や、退職者に対する医療費補助、さらには、危険な外国債購入をやっておる福岡県市町村福祉協会に対し、中間市は事業主負担として、市民の税金から職員の給与の1000分の3.5の割合で負担金を支払っています。これら公務員を優遇する事業は、今、とっても苦しい日本の経済事情のただ中にある中間市にとって、理解しがたい内容であります。

22年度から始まった中間市行財政集中改革プランの進行中である今、福祉協会からの脱会をすべきときでございます。

何より松下市長の公約であります北九州市との合併を進めるにおいて、足かせ、障害となることを考えますので、この福祉協会からの脱会を強く求めるものであります。また、決算には反対するものであります。

また、福岡県市町村退職手当組合に加盟した平成22年度の中間市の負担金4億5,761万円は認めることはできません。なぜなら、今の市長及び職員の退職金を満額出すために、退職手当組合へ加入していたとするならば、そのツケは、後孫の市民に必ず回っていくはずだからであります。

平成18度に退職手当組合に入ることにより、前大島市長の退職金1,240万円から今の松下市長が平成21度に受け取った退職金1,811万円へと、600万円近く増額していくこの組合の仕組みは、市民の皆様からは到底理解されるものではありません。

何より、これもまた、松下市長の公約である北九州市との合併を進めるにおいて、足かせ、障害となるものと考えますので反対するものであります。

さらには、シニアプランが平成17度末に制度廃止に伴い、福岡県市町村福祉協会から、中間市に事業主負担金と思われる1億727万円が返ってきましたが、そのうち、今もなお2,277万円をとどめおいております中間市職員厚生会に対し、職員給与の1000分の5に当たる総額770万円の事業主負担の拠出をしている22年度決算を認めることはできません。

また、住宅手当は、既に国家公務員は廃止している制度であるにもかかわらず、平成22年度においては、総務課所管だけで437万円、中間市総額としては660万円に上る出費でございます。国が廃止した福利厚生事業である以上、その根拠を既に失っているはずであります。ゆえに、この住宅手当を出しているこの決算にも反対でございます。

次に、9月1日の一般質問の折、私が吉田教育長に対し、小学生の犯罪非行の是正対策を質問しました。吉田教育長の答弁は、子どもたちの犯罪非行の責任は親であることを断言するとともに、自分の責任や教育委員会の責任を顧みようとしない吉田教育長の姿勢は、甚だ遺憾でございました。小中学生の子どもたちを持つ親御さんも、中間市の教育界のトップの発言として、不安を覚えた方もいらっしゃるのではないかと推察いたします。

決算書を見ると、教育長の給与、共済費の経費、合計1,197万円とあります。確かに小中学生の犯罪非行の責任は親にあることは大でございます。

しかし、議場での発言は、年間1,197万円をもらっている責任者の発言としては、不適切だと思われまます。

一般質問の後日、その真意を確かめるために教育長を個人的に訪ねてまいりましたけれども、その情熱のなさに再度、失望いたしました。

1,197万円という高額な教育長の給与、共済費の経費は、それに見合う仕事をして、初めて市民の理解を求めることができると考えます。ゆえに、教育長の給与、共済費等の経費は審議会等を開き、広く有識者の声を聞き、見直すべきときではないかと思われまます。

次に、二タ股東中牟田線の道路新設は、そもそも仮称五楽北部工業団地の開発のために特開事業から始めた事業であります。

しかし、昨今の経済事情から平成21年度より、五楽北部工業団地の開発事業は凍結しております。五楽北部工業団地の事業が凍結している中で、二タ股東中牟田線の道路新設は不要不急の事業と私は考えまます。財政の厳しいさなかでもありますので、二タ股東中牟田線の道路新設のための6,200万円の事業は凍結するべきであります。さらに同じ意味で、御座ノ瀬中ノ谷線の道路新設用地買収費用470万円の、この決算においても同じ意味で反対でございます。

最後に、22年度より増額しました、川まつりの助成金、中間市の商工会議所に対するこの助成金、これは当初予算で組まれるのではなく、諸般の事情も考えることができるように増額分は当初予算ではなく、補正で組んでいただくことを強く要望いたしまして、平成22年度一般会計歳入歳出決算に反対討論とさせていただきます。

次に、認定第2号平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算に対する反対討論をさせていただきます。

22年度の国保会計も例年どおり、一般会計からの繰入金は、国が定めた基準であります4億3,774万円のうちにとどまっているために、依然として9億3,400万円近く赤字が据え置かれております。

世界的な景気低迷と日本の少子高齢化の中で、際立った産業もない中間市においては、今後もさらに人口減少が予想されます。

また、国の財政も逼迫していることから、今後、地方交付税や補助金の増額もなかなか見込めません。

つまり、国保会計は、今後も今のままでは、悪くなることはあっても、よくなることはないと考えます。ただでさえ、高額な国保税を今後、今以上に値上げするべきではございません。ましてや、将来、国保会計を破綻させるわけにはいきません。

そこで、9億3,400万円の赤字を10年近くでなくすような計画が必要でございます。そのためには、一般会計からの繰入金を、国が定めた基準であります4億3,700万円に、プラス年1億円近くを増額するとともに、市民に対し、さらなる健康増進に取り組んでいくこと奨励をしていただくことを強く願うものでございます。

そしてまた、市民に健康増進を市が奨励していくためには、市役所自らが健康増進のためのリーダーシップをとる必要がございます。その健康増進のリーダーシップをとるためには、当然、今、4カ所ある市役所内の喫煙所を全廃するとともに全職員の禁煙を徹底することから始めるべきであることは言うに及びません。

以上のことから、平成22年度の国民健康保険事業歳入歳出決算には反対いたします。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論ありませんか。宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

認定第1号平成22年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

2款総務費1項1目一般管理費で、人事評価制度導入支援業務委託315万円の運用がなされています。この人事評価制度は、民間では成果主義と言われ、既に全体としては、制度の欠陥があらわれ、見直されようとしている制度です。公務職場では、目標設定や職場の協力体制を壊すような、このような制度はそぐわないものです。中止を求めます。

3款民生費1項7目乳幼児児童医療費では、医療費の無料化を小学校3年生まで実施したことを評価するものです。引き続き対象年齢を拡大し、中学校卒業までの医療費の無料化を求めます。

また、障がい者の医療費自己負担は1割で、障がい者や家族に重い負担となっております。市独自の軽減措置を求めるものです。

地球温暖化は、社会的に深刻な課題であり、自治体が本腰を入れて取り組んでいるのか、姿勢が問われています。

現在、中間市は、飲料自動販売機を導入していますが、この販売機は2台で1世帯分の電気を消費すると言われております。公共施設内の飲料自動販売機は廃止すべきではないでしょうか。

税の徴収では、税込確保対策として、差し押さえなど滞納処分を強化していますが、憲法で保障された生存権を侵さないような、慎重に執行することを求めます。

また、隣保館事業の業務内容に見合っていない職員体制を求めていましたが、改善され

ていません。直ちに見直すべきであります。

7款1項2目商工振興費の工事請負費にイルミネーション設置工事約354万円、8款2項3目道路新設改良費に約6,260万円が二タ股東中牟田線道路改良工事として、御座ノ瀬中ノ谷線バイパス事業として、公有財産購入費472万円が使用されています。

そして、これらの事業を執行をするために、市債2,958万円を起こしています。市民の福祉、医療、教育等を拡充し、市民が安心して住みよい中間市にしていく予算を優先すべきであります。これらは不要不急の事業と言わざるを得ません。さらに同和地区における水洗化工事に県・市合わせて60万円が補助され、逆差別が温存されています。市民間に、行政自身がこのような差別化を助長するような行為は到底認められません。直ちに、こうした誤りを是正すべきであります。

また、「行政改革」と称して、学校給食における調理部門、水道事業における浄水場運転業務に、部分的とはいえ、人件費削減だけを目的とした民間委託化は、偽装請負という法律違反を犯しているのみならず、子どもたちや中間市民の安全・安心を損ねるものとなるのは明らかであります。

民間企業は、何よりも利潤追求を図ることを第一とするもの、そのために人件費のさらなる削減、省力化、賃金の引き下げ、長時間過密労働など、市職員よりも劣悪な労働条件となることは、他の民間企業の実態を見ても明白です。

すなわち、これまで市職員が長年培ってきたノウハウが壊され、同時に業務の質の継続性が壊されていくのであります。このような中間市の行政運営は大きな禍根を残すものであり、早急に改善をすべきであります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに。青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

日本共産党市議団を代表いたしまして、平成22年度特別会計国民健康保険事業、老人保健事業、住宅新築資金等特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計決算について、反対討論、また、病院事業会計決算について意見を付して、賛成討論をいたします。

国民健康保険事業、老人保健事業では、国保財政への国庫負担が減ったため、赤字になると保険税が繰り返し引き上げられたため、高い保険税になっています。こうした中、全国の70%の自治体が、一般会計から法定外の繰り入れを行っています。近隣の遠賀町や芦屋町では、被保険者1人当たりの一般会計からの法定外繰入額は約1万円相当になります。

本市は、6年ぶりに、赤字解消のためにということで3,000万円の法定外繰り入れをしましたが、多くの市民が高い保険税に悲鳴を上げています。国保税1世帯1万円の引

き下げを求めるものです。

また、滞納世帯への資格証明書や、短期保険証の発行はやめ、保険証を交付すべきです。医療費の患者負担が重く、治療の中断や受診抑制が広がっています。病院の窓口で払う医療費の減免措置について、国が50%負担する基準を示しています。中間市は、現在検討中ですが、通院も対象になるなど、国の基準に上乗せする減免措置を早急を実施することを求めるものです。

住宅新築資金等特別会計では、同和地区の住民が住宅の新築や改修、土地の購入に当たって、昭和41年度から61年度までの21年間に貸し付けた金額14億円にも上りましたが、その返済が滞り、赤字額の総額約6億2,000万円を市民の税金で穴埋めをしています。この赤字の原因は、条例に違反した、ずさんな貸し付けによるもので到底認められません。

介護保険事業では、介護保険料を払えない滞納者の中で、給付制限を受けている利用者も生まれています。また、介護認定を受けても、利用料を払えないため、介護を抑制している高齢者もたくさんいます。低所得者への介護保険料や、利用料の減免措置を行うべきです。

また、積立金が2億7,700万円もあり、高過ぎる介護保険料の引き下げを行うべきです。介護認定の見直しがされるたびに、同居家族がいるために介護が制約されるなど、軽度の介護の認定者が介護保険サービスから外されています。このような運用は認められません。

後期高齢者医療制度では、高齢者の人口や医療費の給付に応じて、保険料が上がります。保険料を滞納し、短期保険証を交付した件数は、中間市は108件で、県内で7番目に多い自治体になっています。直ちに、保険証の取り上げはやめること、また、年齢で医療を差別する後期高齢者医療制度は廃止をすべきです。

病院事業会計では、全国的に医師不足や、看護師不足が深刻化し、中間市においても医師の確保ができないなど厳しい状況の中、単年度黒字が計上されたことは評価できます。引き続き、市民の命と健康を守る医療機関として、公的責任を果たすよう求めるものです。

また、患者負担と国民健康保険財政負担軽減のために、ジェネリック医薬品の使用拡大を求めるものです。

以上、討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号から認定第11号までの平成22年度各会計決算認定11件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、認定第1号平成22年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について

を起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成22年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成22年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告とおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成22年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号平成22年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号平成22年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成22年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号平成22年度中間市水道事業会計決算認定についてを、起立により

採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第10号は、委員長の報告のとおり認定することになりました。

次に、認定第11号平成22年度中間市病院事業会計決算認定についてを、採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第11号は、委員長の報告のとおり認定することになりました。

日程第12. 第30号議案

日程第13. 第31号議案

日程第14. 第32号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第12、第30号議案から、日程第14、第32号議案までの平成23年度各会計補正予算3件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、6億750万円の増額補正で、一般会計の総額を170億130万円とするものです。

まず、歳入の主なものは、東日本大震災の復興財源として普通交付税の引き上げが見送られたことなどにより、普通交付税2,580万円が減額されています。

さらに、普通交付税の補完財源である臨時財政対策債においても予算額を下回ったことから、1億780万円が減額されております。

また、市内の一法人から受領した寄附金3,000万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、消防費においては、災害時における対応の充実を図るため、防災パンフレット作成費420万円、地域における避難訓練実施に伴う経費や避難用備品費370万円などが計上されております。

教育費においては、耐震診断の結果、耐震工事を要しないこととなった中間北中学校の耐震補強工事実施設計委託料を減額し、中間南小学校の耐震補強工事実施設計委託料として270万円が追加計上されております。

公債費においては、起債のうち現在の金利情勢から判断した結果、高金利であるものを低金利なものに借り換えるための償還費用5億1,050万円が計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、草場満彦市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第31号議案、第32号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第30号議案平成23年度中間市一般会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳出につきまして、総務費の総務管理費では、老人保健交付金還付金として22万円、同じく総務費の戸籍住民基本台帳費として、住基カードの購入に56万円が計上されております。

次に、第31号議案平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について申し上げます。

歳出につきましては、償還金利子及び割引料2,910万円が増額計上されております。これは、療養給付費交付金を精算した際に生じた超過交付を償還するものであります。

歳入につきましては、歳入欠かん補填収入2,910万円が増額計上されております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億5,093万円となっております。

最後に、第32号議案平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳出につきましては、平成22年度事業における介護給付費の確定に伴う返還金として949万円、また、地域支援事業費の確定に伴う償還金として1,370万円が増額計上されております。

歳入につきましては、歳出補正に伴う前年度繰越金2,319万円が増額計上されております。

介護サービス事業勘定を加えた予算総額は、歳入歳出それぞれ40億5,243万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二産業消防委員長。

○産業消防委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第30号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

まず、歳入につきましては、企業誘致に伴う市有地売払収入5,000万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、農林水産業費において、下大隈ほか6件の農業用水路等補修として150万円、商工費において、やすらぎ通りイルミネーション事業委託料として750万円、プレミアム付商品券の追加発行補助金として500万円、五楽工業団地内の排水管整備工事に600万円、企業誘致のための用地取得費として5,000万円が計上されております。

また、消防費の主なものとしていたしましては、高規格救急自動車に搭載する除細動器購入250万円が計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

日本共産党中間市会議員団を代表して、平成23年度中間市一般会計補正予算に反対の意見を申し述べます。

7款商工費、商工業振興に要する経費として、やすらぎ通りのイルミネーション事業委託料として750万円を計上しています。まちの活性化のための事業だとのことですが、東日本の大震災を受けてこの国の景気は大変低迷をしており、中間市も収入源から市税収

入も落ち込み、市民生活は大変な状況です。

テレビ等では節電のかけ声も日々聞かれる中で、街路にイルミネーションを輝かせることが、果たして、市民の皆さんの心に活性化として映るでしょうか。むしろ、大いなる無駄遣いに思えるのではないのでしょうか。

また、一方では、医療費に困窮し、受診を抑制している市民や、介護保険の利用料が払えず、サービスを抑制している市民の方も数多くおられます。

こんなときには、そういった命や暮らしに直結する施策に予算配分を優先すべきではないでしょうか。イルミネーションに使う予定の750万円の予算があれば、減免等の相当の成果が期待できると思います。

以上により、平成23年度中間市一般会計補正予算に反対をいたします。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木 晴一君）

第30号議案一般会計補正予算に対する反対討論をさせていただきます。

中間市の財政が厳しい折、また、少子高齢化がさらに一層と進み、人口減少に歯どめがかからず、先行き不安な中間市において、単費で750万円もの出費を要するイルミネーション事業は、当初は、市制50周年の意味合いも推測し、認めることはできましたが、今は既にその意味合いも考えられない以上、直にイルミネーション事業はやめるべきであります。

また、プレミアム付商品券の発行における商工会議所への助成金500万円は、総額700万円のその助成金のうち、3割に相当する210万円は、県からの補助金が年末までに商品券の換金完了を条件に出される予定であります。

確かに、700万円の商工会議所への助成金により、その10倍に当たる7,700万円もの経済効果があることは間違いがありません。

しかし、ダイエー等の大手商工業者のもとにだけプレミアム付商品券が集まり、平和通りや昭和通りの個人商店には行き渡らないかもしれません。

このようなプレミアム付商品券の事業に市民の税金を投入するのは、疑問であります。

中間市の活性化のためには、シャッター通りをなくすべく、後継者の育成や再開発事業、あるいは中間市単独で行う融資等のほうが、行政が行う、より優先的な事業ではないでしょうか。

松下市長が、国保会計では一部の市民の利益のために市税を繰り入れできない、という発想からしても、一部の商工業者の利益にしかかなりかねない、プレミアム付商品券の発行に伴う500万の出費は、認めることはできません。

以上から、一般会計補正予算に反対いたします。以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

これにて討論を終結いたします。

これより、第30号議案から第32号議案までの、平成23年度各会計補正予算3件を順次、採決いたします。

議題のうち、まず第30号議案平成23年度中間市一般会計補正予算(第2号)を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立多数であります。よって、第30号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案平成23年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第15. 第34号議案

日程第16. 第35号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第15、第34号議案、及び日程第16、第35号議案の条例改正2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長(下川 俊秀君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第34号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、3月11日に発生いたしました東日本大震災の被害の甚大さにかんがみ、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものです。

条例改正の内容といたしましては、法改正に準じ、災害弔慰金の支給の範囲である、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母に、新たに兄弟姉妹を加えるものとなっております。

ただし、兄弟姉妹に災害弔慰金を支給する場合といたしましては、先の配偶者等のいずれもが存しない場合で、死亡した者の死亡当時、その者と同居し、または生計が同じであるときとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、草場満彦市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第35号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴うものであり、中間市重度障害者医療費の支給に関する条例、及び中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例において、平成22年12月に公布された当該法律の一部を引用していることから、障害者自立支援法の改正に準じて本条例を改正するものであります。

なお、施行日につきましては、改正法の施行日に合わせ、順次改正されます。

以上が、当委員会に付託された議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより、第34号議案及び第35号議案の条例改正2件を順次、採決いたします。

議題のうち、まず第34号議案中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第35号議案中間市重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

日程第17. 第36号議案

日程第18. 第37号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第17、第36号議案及び日程第18、第37号議案の契約2件を一括議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長(下川 俊秀君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第36号議案及び第37号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第36号議案中間市民図書館改修工事請負契約について、その概要を申し上げます。

今回計画されている改修工事は、本年4月に開館した地域交流センターに中間市歴史民俗資料館が移転したことから、施設全体を市民図書館として改修を行うものとなっております。

改修の計画では、まず1階部分において、視聴覚資料やインターネットコーナーを充実し、一般コーナーには小説、趣味、娯楽、実用書や新聞雑誌を配置し、また、児童コーナーには、授乳室やお話の部屋を新設して一般利用者スペースと分離し、乳児、児童同伴の保護者が気兼ねなく利用し、楽しんでいただけるように計画されております。

2階部分においては、専門的な資料を配置し、児童、生徒から高齢者まで多くの市民が学習できる学習室が新設されることとなっております。

この工事請負契約につきましては、7月28日に予定価格を1億6,905万円とし、5共同企業体による指名競争入札を実施したところ、山藤・久綱建設工事共同企業体が1億6,380万円で落札いたしましたことから、同日付で同企業体と仮契約を締結しているものであります。

次に、第37号議案中間市民図書館図書館用家具購入契約について、その概要を申し上げます。

今回の市民図書館改修工事を機に、多様な市民のニーズに対応し、子どもから高齢者まで、また、障がいのある方など多くの市民の方々が利用しやすい市民図書館とする計画となっております。

しかしながら、現在の市民図書館の書架等の家具は、昭和62年の開館当時のもので、既に25年使用していることから老朽化が著しく、また、一般コーナーの書架は、高齢者や障がいのある方の利用に適した仕様とはなっておりません。

さらに、カウンター、書架、雑誌や新聞を閲覧するソファやイス等につきましては、耐久性と仕様が事務室や会議室で使用する一般の備品とは異なり、今後多くの市民の方々に長年快適に使用していただくためにも、図書館用の専門家具の購入が必要となったものであります。

この図書館用家具購入につきましては、8月16日に5社による指名競争入札を実施したところ、キングテック株式会社が2,677万5,000円で落札いたしましたことから、同日付で同社と仮契約を締結しているものであります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第36号議案及び第37号議案ともに全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

議題のうち、まず第36号議案中間市民図書館改修工事（建築工事）請負契約について

を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第37号議案中間市民図書館図書館用家具購入契約についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第19. 意見書案第13号

日程第20. 意見書案第14号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第19、意見書案第13号及び日程第20、意見書案第14号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員(11番 中尾 淳子君)

意見書案2案につきまして提案理由の説明を行います。

初めに、自治体クラウドの推進を求める意見書案についてですが、クラウドとは、クラウド・コンピューティングが正式名称です。クラウド・コンピューティングとは、ウェブ・ブラウザを起動し、インターネット上にあるウェブサービスを利用するだけで、パソコンで実行しているような処理や機能がすべて利用できるようになるコンピューターのシステム形態です。

クラウドとは、空に浮かぶ雲という意味なのですが、利用者から見たときに、何かのサービスを利用するのに自前で用意をするのではなく、ネットワークの先にあるサーバーで処理するという概念です。

クラウド化することで、さまざまな費用と手間が削減され、財政的にも有効です。

クラウド・サービスを利用し、データファイルをネット上に保存してあれば、仮にパソコンが壊れても、別のパソコンや携帯電話から、簡単に取り出すことができます。

緊急時からの復旧、復興に向けた対策においてもクラウドは有効です。例えば、基幹システムが使用不能になった場合でも、残った一部の情報から総合窓口業務や証明書発行業務を再開させることも可能となります。

今回の東日本大震災以降、被災地以外の自治体でも今後起こり得る災害への備えとして、クラウドへの関心が高まっています。

自治体クラウドでは、それぞれの自治体がサーバーなどのIT機器を所有せずに、クラウド上で共同利用するので、厳しい財政状況に直面している自治体が、多額のコストをかけずにITインフラの整備ができます。

しかしながら、地方自治体がクラウドにシステムを移行する際の、データ移行に伴う初期費用が多額なことも問題となっております。よって、政府におかれましては、今後、地方自治体がクラウドにシステムを移行しようとする際に、財政措置を含めた財政支援等を行うことを要望するものです。

続きまして、学校施設の防災機能を高める新たな制度の創設を求める意見書案について、提案説明を行います。

学校施設は、児童・生徒の学習生活の場ですが、被災時には、多くの場合、住民の方々の避難所となります。そのために、学校施設の安全性、防災機能は極めて重要です。

3月11日に起こりました東日本大震災におきましては、発生直後から学校施設は多くの人の避難生活のよりどころとなりました。しかし、食料や毛布等、備蓄物資が不足し、通信手段を失い、外部との連携がとれなかった等、学校施設の防災機能について、さまざまな課題が浮かび上がってきました。

今回の大震災を踏まえ、学校が災害時に子どもや地域住民の方々の緊急避難場所として重要な役割を果たすことができる諸機能を備えておく必要があります。

よって、政府におかれましては、今回のように、大規模地震等の災害が発生した場合において、学校施設が地域の拠点として十分機能するために、学校施設の防災機能の向上のため活用できる国の財政支援制度の拡充を速やかに実施されますよう強く要望するものです。

以上、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げまして、意見書案2件の提案説明を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

自治体クラウドの推進を求める意見書（案）について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

自治体クラウド開発実証事業は、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共用利用するというものです。

中間市個人情報保護条例第9条には、実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算組織の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない、すなわち、入出力装置の接続により保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にしてはならないとなっています。この条例に照らしても逆行するものです。

また、どこの自治体でも同様のシステムでデータが出し入れできるようにすることで、住民基本台帳以上に税関係から市民情報、福祉情報、健康情報等、ほとんどすべてのデータが提出されることとなります。

また、県の広域化、道州制につながるものであり、反対といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、意見書案第13号自治体クラウドの推進を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第14号学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 意見書案第15号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第21、意見書案第15号住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書案の提案理由を述べさせていただきます。
長く続く不況で苦しむ中小零細業者の仕事を増やし地域経済を活性化させることは、喫緊の課題であります。

こうした中で、住宅リフォーム助成制度は、全国各地で地域経済の活性化に大きな成果を上げています。助成制度実施自治体では、施行後わずか数カ月で予算をオーバーするほどの申込が殺到しているという状況も生まれているといいます。

また、秋田県では、次のような文章を発表しています。「県では、住宅投資による県内経済の活性化を図るとともに、既存住宅の耐久性・耐震性の向上、省エネ・省C対策など、住宅の増改築リフォームにより、県民が安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を支援します。」と住宅リフォーム助成制度を創設している県が、全国的には続出しています。

よって、福岡県としても、県民が安全・安心して暮らすことができるよう、さらに中小零細業者を元気にし、雇用を増やし、地域経済を活性化させるために、早急に住宅リフォーム助成制度の創設を求めるものです。

議員各位のご賛同を求めるものです。

以上、終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第15号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第15号住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立

を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第15号は原案否決されました。

日程第22. 意見書案第16号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第22、意見書案第16号政党助成金を返上して復興支援に回すことを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

政党助成金を返上して復興支援に回すことを求める意見書案について提案説明をいたします。

東日本大震災の救援活動が続けられています。被災地の救援と復興に大きな財源が必要とされる中、今年4月20日に日本共産党以外の各政党に約80億円の政党助成金が配分され、民主党が42億647万円、自由民主党が25億2,867万円、公明党が5億6,883万円の交付を受けたのを初め、みんなの党、社会民主党、国民新党、たちあがれ日本、新党日本及び新党改革が数億円から数千万円を受け取りました。

これは、年4回行われる交付の1回分で、年間総額にすると約320億円が配分されることとなります。

今回の大震災の被災者に対する義援金の第1次配分は、住宅の全壊、全焼、流失などで1世帯35万円の支給額が決められました。政党助成金の年総額は、その9万世帯分に相当いたします。

政党助成金は、阪神・淡路大震災が起きた1995年から実施されました。当時も被災者の苦しみをよそに政党助成金を平然と受け取る政党の姿勢に、「国民を代表する資格があるのか」と批判の声が上がりました。2010年までの6年間の交付総額は5,038億円に上ります。

民主党本部の収入に占める政党助成金の割合は83.8%、自民党は70.9%、9党全体でも約60%で、いずれも税金丸抱えという現実があります。

政党助成金は、支持する政党にかかわらずなく、国民の税金を各党に配分するもので、憲法が保障する思想・信条の自由に違反する制度です。

また、本来政党の財政は、国民との結びつきを通じて自主的につくるべきものです。

制度創設当時から、税金の無駄遣いという批判が根強くありましたが、特に東日本大震災以降、テレビや新聞、週刊誌などで各党に政党助成金の返上を求める世論が沸騰しています。

例えば、朝日新聞の「天声人語」は、震災増税が言われる中、被災者に尽くすべき者が

炊き出しに並んでいるような違和感を覚えた、と痛烈に批判しています。

また、「声」の欄に、「年間320億円という政党助成金は、国民1人当たり250円の税金が原資として使われている。つまり、今回の大震災で被災した人たちが納めた税金も含まれている。それでも政党助成金をもらうつもりなのか」と厳しい目が向けられています。

今年3月、国会で国会議員の歳費を議員1人当たり300万円削減することを定めた国会議員歳費減額特例法が成立しましたが、これにより節減できる税金は約22億円にすぎず、政党助成金で各党に交付される320億円とは比較になりません。

復興財源の議論をするならば、政党助成金にこそメスを入れるべきです。

よって、国会及び政府に対し、直ちに政党助成金を返上し、被災地の復旧と復興の資金に回すよう求めるものです。

以上、賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第16号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第16号政党助成金を返上して復興支援に回すことを求める意見書を、起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第16号は原案否決されました。

日程第23. 意見書案第18号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第23、意見書案第18号円高是正のための総合的な対策を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第18号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員(3番 田口 澄雄君)

意見書案第18号「円高是正のための総合的な対策を求める意見書案」に対して、これに賛成する立場から、日本共産党中間市会議員団を代表しての意見を申し述べます。

円高問題には二つの原因があります。

一つは、国際的な投機の問題です。世界の為替取引は、1日当たり約400兆円で、これは1日当たりの実際の輸出額の世界の合計の100倍にも当たります。そのような巨額の資金が、マネーゲームとして国際社会を飛び回っています。

世界の大国では、経済危機の対策として、大企業や大手金融機関の救済のために、巨額の税金を投入したり、大規模な金融緩和を行いました。これが新たな過剰手元資金としてあらわれ、世界の金融投機に拍車をかけ、実態以上の貨幣価値を生み出しました。

このような資金が、米国やユーロの経済危機の中で、より安定的な通貨への投機を求めて円買いに向かい、このことが円高の原因となっています。

また、もう一つの原因としては、我が国の国内問題として、一部の輸出大企業の雇用と下請けを犠牲にしての輸出拡大の問題があります。

今回の事態を受けて日本政府は、大規模な円売りドル買いで協調を図りましたが、一時的な効果だけで推移をいたしました。

政府の買ったドルは、一部の大企業が洪水のように輸出をした結果、手にしたドルを国

内の金融機関で円に交換をしたため、たまったものであります。政府が行う円売りドル買いは、国民の税金で価値の下がっているドルを買い取り、その結果輸出大企業の損失を補てんしていることとなります。

今、この円高の問題を根本から解決するために必要なのは、以上のような国際的な投機の規制のため各国と歩調を合せることと、国内的には、輸出一辺倒の産業政策から、内需主導型の政策への転換が必要であります。

ドイツでのサミットのときには、日本とアメリカとイギリスが投機の規制には反対をしましたが、そのアメリカでは米財務省のもとに、二つのヘッジファンドへの規制のガイドラインを作成していますし、イギリスも投機に対する課税強化を図っている中で、日本だけが、「貯蓄から投機へ」などと相変わらず投機に対して規制をかけるつもりがありません。

発展途上国を代表する24カ国や、世界の政財界の要人が集まるダボス会議、あるいは欧州4カ国会議等でも明確にされた規制強化への国際的な流れからも、この日本は逆行しています。

今回の意見書案では、「国会及び政府に対し、円高是正のための総合的な対策を迅速かつ適切に講じることを強く要請」していますが、その具体化として以上の2点を求めるものであります。

以上の意見を付して賛成討論といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第18号円高是正のための総合的な対策を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第24．会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第24、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において、佐々木晴一君及び原田隆博君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。
よって、平成23年第5回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 佐々木 晴 一

議 員 原 田 隆 博